

令和6年度 福岡市フッ化物洗口事業補助金の概要について

4～5歳の虫歯予防のため、市内の保育施設を対象に、下記のとおり補助事業を実施します。

記

1. 補助対象事業者

幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設

2. 補助事業

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、補助対象事業者が当該施設の児童(4・5歳児)に対し実施するフッ化物洗口事業

3. 補助対象経費及び補助額

(1) 補助対象経費

薬剤費、薬剤を溶解するために必要な容器(ディスペンサーボトル)の購入費

(2) 補助額

下記(ア)と(イ)の金額を比較して少ない方の額

(ア) 765円×期間率(実施月数/12)×実施者数 ※10円未満切り捨て

(イ) 実支出額

4. 計画、補助申請から交付までの流れ

	手続	時期	提出物
①	申請書の提出 園⇒市	令和6年4月1日 ～7月31日まで	■(様式第1号)申請書 ■役員名簿
②	交付決定通知・指示書交付 市⇒園		
③	実績報告及び請求 園⇒市	令和7年3月31日 まで	■(様式第5号)実績報告書(領収書※添付) ■請求書
④	補助金額確定、補助金交付 市⇒園	③の提出から 約1ヶ月後	

※領収書は購入した物品名がわかり、令和6年度内の日付のもののみ有効。